

提案書作成要項

本業務における提案書作成要項は、次のとおりです。

1 件名

福祉型学齢後期障害児支援事業業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料（別紙1）のとおり

概算業務価格（上限）は、約 47,000 千円（税込）です。

なお、概算業務価格（上限）は本プロポーザル時の業務説明資料等に基づく価格となります。業務価格は、当該年度の業務仕様により改めて定めます。

3 資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件を全て満たし、かつ参加資格を有することの確認を受けなければなりません。

令和5年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等関係）において、「その他の委託等」の細目「Z その他の委託等」又は「福祉サービス」の細目「Z その他」に、提案書等提出期限（令和6年1月15日）までに登録が認められている者で、法人格を有する者であること。

参加意向申出書の提出期限（令和5年12月8日）から受託者特定の日までの間のいずれの日において、横浜市一般競争参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。

次の各号のいずれかに該当する場合は、参加することができません。

ア 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている場合。

イ 本人又は団体の代表者及び主たる構成員が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者である場合。

ウ 本人又は団体の代表者及び構成員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下、「暴力団員」という。）、暴力団員の統制下にある者又は暴力団員の利益となる活動を行う者である場合。

4 参加に係る手続き

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の(1)から(4)のとおり、参加資格の確認申請のための書類を提出しなければなりません。

(1) 提出書類

参加意向申出書（要綱様式1）

(2) 提出期間

公表日から令和5年12月8日（金）17時まで（必着）

(3) 提出先

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10

横浜市役所13階 横浜市こども青少年局障害児福祉保健課 担当：嶋田・竹友

(4) 提出方法

持参又は郵送、Eメール、FAX（郵送の場合は書留にて、期限内に到着するよう発送してください。）

(5) 参加資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和5年12月15日（金）17時までに行います。

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

5 質問書（要領様式2）の提出

本要項等の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出することができます。
質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全員に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和5年12月26日（火）17時まで（必着）

(2) 提出先

4(3)と同じ

(3) 提出方法

持参又は郵送、Eメール、FAX

(4) 回答方法

令和6年1月5日（金）17時までに横浜市こども青少年局ホームページに掲載します。

6 提案書等

(1) 提案書等の内容

ア 提案書（所定の様式に記述してください）

- ・提案書（要綱様式5）
- ・提案書の開示に係る意向申出書（要領様式5）
- ・提案書(1)法人の概要
- ・提案書(2)本事業関連の考え等
- ・提案書(3)本事業関連の関係機関との連携等
- ・提案書(4)本事業の事業計画について
- ・提案書(5)本事業関連の取組実績について
- ・提案書(6)収支計画について
- ・提案書(7)業務実施体制等について
(7)別紙 業務実施体制
- ・提案書(8)事務所・設備について

イ 添付資料（様式の指定はありません）

- ・パンフレット等（法人の概要を簡潔にまとめたもの）
- ・定款等（定款、寄付行為またはこれに準ずるもの）
- ・法人組織図（法人の組織が分かるもの）
- ・令和3年度決算関係書類（令和3年度の決算状況が分かるもの）
- ・令和4年度決算関係書類（令和4年度の決算状況が分かるもの）
- ・令和5年度予算関係書類（令和5年度予算が分かるもの）
- ・役員名簿等（役員名簿及び代表者の経歴を記載したもの）

(2) 留意事項

ア 提案書の用紙の大きさは原則A4縦とします。

イ 提案は、考え方を簡潔な文章で記述してください。

ウ 提案書の記載スペースが足りない場合は、適宜ページ数を増やすことができます。

エ 各ページの下中央にページ番号を表示してください。

7 評価基準

提案書評価基準のとおり

8 提案書等の提出

(1) 提案書等の提出

ア 提出部数 8部（正1部、複写7部）

イ 提出先 4(3)と同じ

ウ 提出期限 令和6年1月15日（月）17時まで（必着）

エ 提出方法 持参又は郵送、Eメール、FAX（郵送の場合は書留郵便とし、期限までに到着するように発送してください。）

(2) 留意事項

ア 所定の様式及び補足資料以外の書類は受理しません。

イ プロポーザルの提出後、本市の判断により補足資料の提出を求めることがあります。

- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ プロポーザルの提出は、1者につき1案のみとします。
- オ 提案内容の変更は認められません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

次により提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時
令和6年1月中旬～下旬
- (2) 実施場所
横浜市が指定する会場（横浜市庁舎内を予定しています。）
- (3) 出席者
事業受託した場合の責任者又は担当予定職員を含む3名以下
- (4) 内容
20分程度で、この業務に対する考え方を説明していただきます。その後、提案書の内容や当日の説明内容に基づき、質疑応答を行います。
- (5) 留意事項
プレゼンテーションは、提案書の内容に沿ったものとしてください。提案書に記載している内容の変更や記載のない提案の追加は認めません。
- (6) その他
日時等詳細については、別途お知らせします。

10 プロポーザルに係る審議

本プロポーザルの実施及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名 称	こども青少年局第一入札参加資格審査・指名業者選定委員会	学齢後期障害児支援事業業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関すること	プロポーザルの評価に関すること
委 員	こども青少年局 ・局長 ・副局長（総務部長） ・青少年部長 ・保育・教育部長 ・こども福祉保健部長 ・総務課長 ・企画調整課長	・こども青少年局企画調整課長 ・健康福祉局障害施策推進課長 ・こども青少年局こども福祉保健部長 ・こども青少年局障害児福祉保健課長 ・こども青少年局青少年相談センター所長

11 評価委員会の審議

評価委員は、提案書及びヒアリングの内容について「評価基準」（別紙2）に基づき採点を行い、合計点の高い提案をした法人を一位の候補者として選定委員会に報告します。

評価が同点となった場合、「評価基準」（別紙2）の「2 本事業関連」の評価点の合計が高い法人を上位とします。

それでもなお同点の場合には、「2 事業計画」の評価点の合計が高い法人を上位とします。

12 選定委員会による審査

選定委員会は、評価委員会による評価・採点・集計が適正に行われたことを確認したうえで、評価委員会が一位として決定した法人を受託候補者として特定します。

13 特定・非特定の通知

提案書を提出した者のうち、プロポーザルを特定した者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日
令和6年2月下旬
- (2) その他
特定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所

閉庁日を除く5日後の17時までに提案書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

14 契約書作成の要否

受託者として特定された提案者とは後日「医療型学齢後期障害児支援事業業務委託」受託候補者特定に係る実施要領及び本要項に基づき、本市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結し、契約書を作成します。なお、業務委託の諸条件及び仕様は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

15 提出された書類等の取扱い

- (1) 提案書等は、受託候補者特定事務以外に提出者に無断で使用しないものとします。
- (2) 提案書等は、他の者に知られることのないように取扱います。ただし、「横浜市の保有する情報公開に関する条例」やその他関連規定に基づき、公開することがあります。
- (3) 受託者決定後、提案書を提出された者のうち希望する者から申し出があった場合、閲覧に供します。
- (4) 提案書等は、公開や閲覧の際には複製を作成することがあります。
- (5) 受託者特定のために本市において作成された資料は、本市の了解なく公表・使用することはできません。

16 注意事項

- (1) 次のいずれかに該当する場合、提案書等は無効とします。
 - ア 提案書等の提出方法や提出期限、提出方法等が本要項に適合しないもの
 - イ 提案書等に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ウ 不適切な表現方法が用いられているもの
 - エ 虚偽の内容が記載されているもの
 - オ プロポーザルの内容について、評価委員と接触があった者
 - カ ヒアリングに出席しなかった者
- (2) 提案書等の内容等に虚偽の記載をしたことが受託者特定後に判明した場合は、受託者決定及び契約を無効とするとともに、虚偽の記載をした法人に対して、本市各局の業者選定委員会において選定を見合わせる場合があります。
- (3) プロポーザルは受託者の選定を目的に実施するものであり、委託契約の業務内容と提案書の内容は必ずしも一致するものではありません。
- (4) 参加意向申出書の提出から契約締結までの間に指名停止となった場合、それ以後のプロポーザル参加資格を失うものとします。また、受託者として特定されている場合は、次順位の者と契約手続きを行います。

17 その他

- (1) プロポーザル関係書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨

<スケジュール>

内容	日程
参加意向申出書提出期限	令和5年12月8日(金)17時まで(必着)
提案資格確認結果等の通知	令和5年12月15日(金)17時まで
質問書受付	令和5年12月15日(金)から12月26日(火)17時まで(必着)
質問書に対する回答	令和6年1月5日(金)17時まで
提案書等提出期限	令和6年1月15日(月)17時まで(必着)
ヒアリング	令和6年1月中旬～下旬
結果通知	令和6年2月中旬